

別表第 18 拡声機から発する音量の基準（第 66 条、第 67 条関係）

区域の区分		音源直下から 10メートルの地点における音量(単位デシベル)
種別	該当地域	
第 1 種区域	<ul style="list-style-type: none"> 一 第 1 種低層住居専用地域 二 第 2 種低層住居専用地域 三 第 1 種中高層住居専用地域 四 第 2 種中高層住居専用地域 五 第 1 種住居地域 六 第 2 種住居地域 七 準住居地域 八 東京都文教地区建築条例（昭和 25 年東京都条例第 88 号）第 2 条の規定により定められた第 1 種文教地区 九 無指定地域（第 2 種区域に該当する区域を除く。） 	55
第 2 種区域	<ul style="list-style-type: none"> 一 近隣商業地域（第 1 種区域に該当する区域を除く。） 二 商業地域（第 1 種区域及び第 3 種区域に該当する区域を除く。） 三 準工業地域 四 工業地域 五 前各号に掲げる地域に接する地先及び水面 	60
第 3 種区域	<ul style="list-style-type: none"> 一 千代田区有楽町 2 丁目、同区鍛冶町 1 丁目、同区鍛冶町 2 丁目、同区神田鍛冶町 3 丁目、同区神田須田町 1 丁目、同区神田須田町 2 丁目、中央区銀座 1 丁目、同区銀座 2 丁目、同区銀座 3 丁目、同区銀座 4 丁目、同区銀座 5 丁目、同区銀座 6 丁目、同区銀座 7 丁目、同区日本橋 1 丁目（1 番から 9 番までに限る。）、同区日本橋 2 丁目（1 番から 7 番までに限る。）、同区日本橋 3 丁目（1 番から 8 番までに限る。）、港区新橋 1 丁目、同区新橋 2 丁目、新宿区新宿 3 丁目、台東区上野 2 丁目、同区上野 4 丁目、同区浅草 1 丁目、同区浅草 2 丁目、同区雷門 1 丁目、同区雷門 2 丁目、渋谷区宇田川町（22 番及び 23 番に限る。）、同区道玄坂 2 丁目（1 番から 6 番まで、29 番及び 30 番に限る。）及び同区道玄坂 1 丁目（4 番に限る。）のうち幅員 18メートル以上の道路並びにその境界線から 10メートル以内の区域 二 台東区上野駅広場（昭和 60 年東京都告示第 302 号による幹線街路放射第 28 号線の交通広場）及び豊島区池袋駅東口広場（昭和 24 年建設省告示第 422 号による池袋駅付近広場 1）並びにこれらの境界線から 10メートル以内の区域 	75

備考

騒音の測定は、計量法第 71 条に規定する条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は速い動特性 (FAST) を用いるものとし、騒音の大きさの値は、騒音計の指示値とする。